

令和2年4月30日

保護者の皆様

墨田区福祉事務所

子ども施設課長 高橋 淳一

新型コロナウイルス感染症に対する保育料の減額等の対応について

日頃より園の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在の認可保育施設の原則休園に伴い、下記のとおり現時点の保育料の減額や復職期限の延長等の取扱いをお知らせしますので、ご確認をお願いします。

なお、墨田区公式ウェブサイトにも同様の内容を掲載しています。

記

1 認可保育施設の休園及び登園自粛に伴う通常保育料の減額について

(1) 対象

区内在住で、下記の期間で登園予定日を6日以上お休みされる方の、0～2歳児クラスの通常保育料

4月分：4月1日（水）から4月30日（木）まで

5月分：5月1日（金）から5月30日（土）まで

(2) 申請方法

在園している認可保育施設に、下記の申請書をご提出ください。

・【4月分】認可保育施設の休園及び登園自粛に伴う保育料（利用者負担額）減免申請書

・【5月分】認可保育施設の休園及び登園自粛に伴う保育料（利用者負担額）減免申請書

4月分については、以前掲載しました「【4月分】登園自粛に伴う保育料（利用者負担額）減免申請書」でも有効に使用できます。

(3) 提出期限

4月分：令和2年5月14日（木）

5月分：令和2年6月12日（金）

提出期限以後も受け付けますが、提出時期により、減額の時期も変更になります。

(4) 減額方法について

該当月分の保育料を日割り計算し、翌々月分以降の保育料から減額する予定です。

なお、退所等により翌々月分以降の保育料から減額できない場合は、後日還付の手続き書類を送付させていただく予定です。

また、私立幼保連携型認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）に在園している方につきましては、保育施設での直接徴収であるため、施設を通じて減額方法をお知らせする予定です。

2 復職期限の延長について

現在、育児休業中で令和2年4月1日に入所された方及び令和2年5月1日に入所予定となる方の復職期限は、「令和2年7月1日(水)」までとなります。

復職証明書の提出期限は、「令和2年7月10日」になります。

3 求職活動の期間延長について

現在、教育・保育給付認定が求職活動となっている方で、認定有効期間が7月末までに終了するが、さらに求職期間の延長を希望する方につきましては、申請書の提出により再度求職活動の認定を行います。なお、求職活動の認定期間は、3か月間です。

(1) 申請書類

「教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)」

申請書の「(1)変更事項等」の「その他」の欄に「求職活動の延長」と記載してください。

(2) 提出先

在園している認可保育施設又は子ども施設課入園係

(2) 提出期限

認定有効期間が終了する月の20日まで

4 公立・公設民営の認可保育施設の延長保育料の減額について

公立・公設民営の認可保育施設の休園に伴い、延長保育料を次のとおり日割りで減額します。

私立の認可保育施設をご利用の場合は、各施設にお問合せください。

(1) 対象

区内在住で、登園予定日を6日以上お休みされる方の、公立・公設民営の0～5歳児クラスの延長保育料

4月分：4月1日(水曜日)から4月30日(木曜日)まで

5月分：5月1日(金曜日)から5月30日(土曜日)まで

(2) 申請方法

通常保育料の「認可保育施設の休園及び登園自粛に伴う保育料(利用者負担額)減免申請書」をご利用ください。

公立・公設民営の認可保育施設の通常保育料の申請書と兼ねていますので、1枚のご提出で通常保育料と延長保育料の両方の減免に使用させていただきます。

(3) 提出先及び期限、減額方法

上記通常保育料の扱いと同様です。

最新の情報は、墨田区公式ウェブサイトで確認できます。

URL:https://www.city.sumida.lg.jp/smph/kosodate_kyouiku/kosodate_site/oshirase/corona_taiou.html



【問合せ先】

墨田区福祉事務所子ども施設課入園係

☎ 03-5608-6152 (直通)